栗山町総合グラウンド指定管理業務仕様書

栗山町総合グラウンド(以下「総合グラウンド」という。)の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

なお、以下の内容は指定管理業務の大要を示したものであり、記載の無い業務等であっても、総合グラウンドの管理運営上必要と考えられるものについては、指定管理者の負担により実施するものとする。

1 総合グラウンドの設置目的・指定管理者に期待する役割

総合グラウンドは、陸上の普及促進、競技力の向上、町民の健康・体力増進を図ることを目的とする施設です。

指定管理者には適正な施設の管理、特に芝については利用者によって安全にスポーツができる良好な 状態を維持することを求めます。

また、指定管理者には関係団体等との連携を図るとともに、適正な施設の管理運営を期待しています。

2 施設の管理業務に関する基本的方針

指定管理者が総合グラウンドの管理を行うに当たっては、以下の考えを基本にするとともに、その履行に対して、必要な措置を講じること。

- (1)施設の設置目的に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (2)施設管理に当たっては、関係法令及び条例等の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (3)施設を安全かつ快適に利用できるよう十分な配慮を行うとともに、公共サービスの向上を図ることを念頭に管理運営に努めること。
- (4)業務に関して取得した利用者等の個人情報の保護を適切に行うこと。
- (5) 効率的、効果的な管理運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (6)利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。

3 施設の概要

① 施設の名称	栗山町総合グラウンド
② 施設の所在地	栗山町字湯地91番地18 他
③ 施設の構造	陸上公認4種 クレイグラウンド1周400m
④ 施設の面積	敷地面積 28,517.00㎡ 施設面積 20,688.00㎡

⑤ 施設内容	グラウンド1	.周400m スタン	/ド 放送室 備品	1庫	
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥ 利用実績 (募集要項資料9)	利用者数	9, 426人	10,611人	9,847人	8, 594人
(37.K.X. X.R.1107	使用料	2, 090円	2, 720円	5, 660円	4, 170円
⑦ 開設年月日		昭和	45 年 10 月	28 日	
⑧ 施設の見取図			募集要項資料2	2	

4 開設期間及び開設時間

施設の名称	開設期間	開設時間
栗山町総合グラウンド	4月29日から 11月3日まで	午前5時から 午後7時まで

[※]上記の開設期間及び開設時間を変更できますが、あらかじめ栗山町教育委員会(以下「委員会」という。)の承認が必要です。

5 業務の内容と要求水準

指定管理者が行う業務内容と要求水準は、以下のとおりとする。

第1 総括的事項

(1)管理運営業務の基本方針

総合グラウンドの管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

【要求水準】

- ①総合グラウンドの管理運営に関して、1. 施設の設置目的・指定管理者に期待する役割を実現するとともに町民サービスの向上、経費の縮減を図るうえでの基本方針を明確にすること。
- ②基本方針の策定に当たっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。

(2)平等利用の確保

総合グラウンドにおける平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確にし、実施する。

【要求水準】

- 上記方針及び取組項目として明確化する内容は次の内容を含むこと。
- ①平等利用を確保するうえでの指定管理者としての基本的な方針。
- ②上記方針を具体化するうえでの責任者の役割、職員の心構え
- ③不当な差別的取り扱いに該当するおそれのある行為等を発生させないように指定管理者として取り 組む項目

④その他、平等利用確保に際しての留意事項等

(3)管理運営組織

ア. 組織の整備、責任者の配置

総合グラウンドにおける管理運営業務を適切に行う組織を整備し、責任者を配置する。

【要求水準】

- ①組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、 その他必要な内容を規定し、その内容を一覧できる組織図を作成すること。
- ②責任者は管理運営業務の基本方針の具体化、委員会と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に定める業務(以下「本業務」という。)全体を統括するとともに、本業務に関する委員会その他との対外的な協議等について、責任を持って一元的に対応すること。
- ③責任者の住所、氏名は所定の様式により届け出ること。(「指定管理業務マニュアル」参照)

イ. 従事者の確保、配置

総合グラウンドにおける管理運営業務を適切に行うために必要な従事者(以下「職員」という。)を確保する。

【要求水準】

- ①管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を確保すること。 職員の配置計画を作成し、業務に支障がないよう配置すること。
- ②総合グラウンドにおける管理運営業務には、以下の資格を有する者を配置すること。
 - ・日本芝草研究開発機構の資格を有する者 1名以上

ウ. 人材の育成

職員に対して業務上必要とされる研修、指導教育(以下「研修等」という。)を実施する。 研修等は各年度の実施計画(以下「研修計画」という。)を作成し、その計画に基づき実施する。 なお、研修等は指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に職員を派遣して行うことも可能とする。

【要求水準】

- ①研修等を通じて、職員が行う業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確保すること。 なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むこと。
 - ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・ 規則等の規定内容、防火・防災対策、その他業務に必要な知識、技術、心構え等。
 - ・芝の管理業務に必要な知識、技術。
- ②研修計画には、次の内容を含むこと。
 - •研修等の実施方針
 - ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

エ. 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

総合グラウンドにおける職員の安定的な確保を図り、当該施設の設置目的を実現するため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

【要求水準】

- ①職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他総合グラウンドの管理 運営に当たり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規定等を整備するととも に、必要な届出を監督官庁に行うこと。
- ②職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。
- ③職員個々が町民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーションを含め、十分な労働環境を整えること。

(4) 第三者に対する委託業務等

ア. 第三者に対する委託業務等における適正の確保

第三者に対する委託(以下「再委託」という。)を行う業務の適正を確保する。

【要求水準】

- ①再委託を行う場合には、委員会の承認を得ること。(「指定管理業務マニュアル」参照)
- ②再委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「再委託事業者」という。)が、再委託した業務の履行に当たり、総合グラウンドの管理運営における町民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。
- ③再委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、再委託事業者の十分な理解を 確保すること。

イ. 再委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認

再委託事業者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

【要求水準】

- ①再委託事業者との契約に当たり、再委託事業者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその責任者、再委託事業者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。
- ②再委託した業務が当該契約に基づき適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、検査、確認を行うこと。

(5)地域住民や利用関係団体等との連携

施設の管理運営は地域住民や利用関係団体、関係機関、ボランティア等と十分連携を図りながら行う。 地域住民や利用関係団体等と意見交換する場を設け、施設の管理運営や事業等の実施に反映させる。

【要求水準】

- ①指定期間開始後速やかに、利用者団体、地元町内会などと指定管理者協議会(以下「協議会」という。)を設置すること。
- ②協議会の設置については、委員会と協力・連携して設置すること。
- ③協議会の運営は指定管理者が行い、年に2回以上開催すること。
- ④協議会では以下の項目について意見交換等を行うこと。
 - ・本業務の報告
 - ・総合グラウンドにおける管理運営上の問題点や改善に関すること
 - ・総合グラウンドにおける事業の実施に関すること
- ⑤協議会の内容は記録し、その要旨を委員会に報告するとともに出された意見に対する対応につい

ても報告すること。

⑥できる限り地域の経済効果等に配慮した事業の実施や町内業者への発注に配慮すること。

(6) 財務

総合グラウンドの安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める指定管理料、利用料金、その他の収入。以下「管理費用等」という。)及び本業務とは別に指定管理者が委員会の承認を得て実施する事業等(以下「自主事業等」という。)に関する資金を適切に管理する。

【要求水準】

- ①本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに 収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- ②本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。(「指定管理業務マニュアル」参照)

(7) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他町民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という。)に迅速かつ適切に 対応し、その結果を委員会に報告する。(「指定管理業務マニュアル」参照)

【要求水準】

- ①苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が当該手続の内容を十分に理解していること。
- ②苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。
- ③町政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速やかに委員会に報告すること。
- ④なお、委員会になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地 を調査し、又は必要な指示を行う。

(8) 記録•報告•評価

ア. 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管する。

【要求水準】

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。

①日報

<日報に記載すべき内容>

- ・施設別、区分別の利用者数
- •施設別、区分別の利用料金の収入状況
- ・事故や苦情等の有無と内容 (事故や苦情等が発生した場合は、速やかに委員会へ報告すること。)
- ・「日常点検業務」により確認した内容 (異常箇所等があった場合は、速やかに委員会へ報告すること。)
- ・上記のほか、日報に記載することが望ましいと思われるもの。

※日報の様式については、委員会と協議のうえ指定管理者において作成すること。

- ②管理業務に関する諸規定・マニュアル
- ③文書管理簿
- ④各年度の事業計画書及び事業報告書
- ⑤収支予算及び収支決算に関する書類
- ⑥金銭の出納に関する帳簿
- ⑦以上のほか、本業務に関する記録書類、及び委員会が必要と認める書類

イ. 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、その他委員会が要求する報告書類についても、適宜提出する。

【要求水準】

①事業報告書

毎年4月末日までに前年度分の事業報告書を提出すること。

- <事業報告書に記載すべき事項>
 - ・管理業務の実施状況
 - ・利用状況及び利用拒否等の件数・理由
 - ・利用料金の収入実績
 - ・管理業務の収支状況
 - ・上記のほか、委員会が必要に応じて求めるもの
- ②月間業務報告書(以下「月報」という。)

毎月10日までに前月分を提出すること。

- <月報で報告すべき内容>
 - ・施設維持業務の作業実績報告書
 - ・当該月の利用者数一覧(施設別、区分別)
- ・当該月の利用料金の収入状況一覧(施設別、区分別、減免件数含む)
- ・自主事業を実施した場合は、その実施状況
- ・光熱水費、燃料費の執行状況
- ・上記のほか、委員会が必要に応じて求めるもの ※当該月のすべての日報を添付すること。(確認後返却)
- ③年次事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度3月末までに次年度に予定する年次事業計画書を作成し、委員会に提出すること。

なお、当初に提案した事業計画に変更がある場合には事前に委員会と協議すること。

ウ. 委員会の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営一切に関する委員会の検査・確認・要請等に誠実に対応する。 なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしてい ないと判断した場合は、委員会は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあ るので留意すること。

【要求水準】

- ①アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、委員会からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。
- ②委員会は、イに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、本仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。
- ③委員会から、施設の管理運営ならびに現状等に関する調査または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行なうこと。また、その他、委員会が実施または要請する事業への参加・支援・協力・実施を積極的かつ主体的に行なうこと。

工. 指定管理者評価

指定管理者は、施設の利用状況の結果等を踏まえ、「指定管理者評価マニュアル」の定めるところにより、指定管理者評価シートを作成し、委員会に報告する。

【要求水準】

- ①指定管理者評価シートの作成は、責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見等も反映させることのできる方法により行うこと。
- ②「指定管理者評価マニュアル」に基づき、利用者アンケート調査を実施すること。
- ③委員会は、「指定管理者評価マニュアル」に基づき、第1次評価を行い、指定管理者評価委員会へ 提出する。評価委員会では第2次評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、町民に 公表する。指定管理者は評価の結果を次年度の事業計画書に反映させるものとする。

第2 施設・設備等の維持管理に関する業務

(1)利用者等の安全確保、町民サービスの向上への配慮等

各業務の実施に当たっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、町民サービスの向上 について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

【要求水準】

- ①各業務に関して、利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の安全が十分確保 されること。
- ②各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し 業務の実施について十分に案内すること。
- ③必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。
- ④拾得物の取扱は遺失物法に基づき適正に行うこと。
- ⑤災害、救急にかかる対応を適切に行うこと。

事故や災害時などに当たり、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、緊急時に対応できる体制を確立すること。

事故が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。

- ⑥違法行為の注意・指導
 - a 栗山町体育施設条例(平成17年条例第14号。以下「体育施設条例」という。) (募集要項資料

- 14)に規定する禁止行為及び制限行為が許可なく行われている場合は、注意・指導すること。
- b 施設・設備の利用方法で、不適当と認められるものについては、適正な利用方法を指導すること。

⑦損害賠償責任等

管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により委員会又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者は、募集要項2.申込資格(3)にある損害賠償責任保険に加入すること。

- ⑧環境に配慮した商品・サービスの購入や、資源の有効活用や適正処理を図り、電気・ガス等の使用 量の削減に向けた取組みを推進し、化学物質・感染性廃棄物汚染物等のリスク管理を行い、環境 や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ⑨「指定管理者評価マニュアル」に基づき、利用者アンケート調査を実施し、利用者満足度を調査すること。なお、利用者満足度の目標数値を設定し、目標達成のための取組を実施すること。

(2)施設、設備等の維持管理

利用者が安心、快適かつ楽しく総合グラウンドを利用できるように、常に施設・設備等を適正な状態に維持する。

維持管理に当たっては、年間維持管理業務計画書を作成し、次の各号の業務を行うものとする。 また、常に巡視、点検を実施し、利用者及び施設等の安全に万全を期すものとし、各作業の実施に当たっては、利用者及び作業者に対する安全対策を徹底する。

なお、美観又は衛生において良好な状態を保つことができないおそれがある場合や安全及び管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無に関わらず、指定管理者は良好な状態を保つため 又は安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

ア. 施設の維持及び管理

各施設の機能を十分に活用・発揮させ、利用者が安全かつ快適に利用できるように、常に巡視・点検を実施し、破損箇所の小規模な修繕又は交換、補充を適切に行うこと。秩序の維持、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持及び管理を行う。

【要求水準】

- ①施設及び設備が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- ②施設及び設備の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設及び設備の安全性 を確保すること。
- ③施設及び設備の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守 点検業務を実施する。
- ④点検の結果設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換すること。
- ⑤冬期間については、各施設が積雪により破損することのないように、必要な措置を講じること。
- ⑥作業実施に当たっては、利用者に支障とならないように配慮し、特に安全管理には十分な対策を とること。

イ. インフィールド・トラック管理

インフィールドの芝生の特性にあった年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持する。トラック 等クレイ部分についても適宜除草等を行い、常に良好な状態を維持する。別記1-1~1-10 なお、良好な状態に維持とは、利用者が使いながら安全にスポーツが出来る状態のことをいう。 また、管理に当たっては、来場者の利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥の実施等、天候 や利用状況を考慮し、最も適切な時期や方法を選び管理する。

【要求水準】

- ①芝生•草地管理
 - a 芝刈り・草刈りは、それぞれの区域に応じ適宜行い、利用に支障のない状態に保つこと。
 - b 施肥、目砂、散水等の作業は、天候や利用状況を考慮し行うこと。
- ②病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。除草剤等の農薬を散布する場合は、 国の通知に基づき、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。 (平成19年1月31日 農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知 住宅地等 における農薬使用について)
- ③トラック走路、幅跳び走路等のクレイ部分については、不陸整備のほかにも適宜除草を行ない、 良好な状態を維持すること。

ウ. 清掃業務

利用の動向、塵芥の発生量に即応して適切な措置をとり、常に施設内を清潔に保つ。また、塵芥は、缶、びん等種類ごとに定められた処理方法にしたがって、適切に処理する。

【要求水準】

- ①施設内の清掃は別記2によること。
- ②施設内から発生したごみは、分別収集して処分すること。

工. 外構緑地管理

敷地内の外構、緑地について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮という点から 点検、除草、病害虫防除等適切な維持管理を行う。

【要求水準】

①別記3によること。

オ. 施設開閉時の準備作業

施設オープン及びクローズ時における施設内、施設周辺清掃、越冬準備作業、開設準備作業を 行う。

【要求水準】

①別記4によること。

カ. 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で町民等の利用に支障が生じることのないよう、施設及び設備全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という。)は、速やかに修繕を行う。

【要求水準】

①利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。

- ②①の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、「指定管理業務マニュアル」に基づき修繕を行うこと。
- ③施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。
- ④修繕計画の作成

「指定管理業務マニュアル」に基づき、委員会と指定管理者は協議を行い、修繕計画を作成する。

キ. 備品管理

委員会が備え付ける備品(事務機器を含む。)は<u>資料1</u>のとおりとする。これらの備品は、町民等の利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について、修繕を行う。

【要求水準】

- ①備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- ②利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、修理、 説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。
- ③資料1に記載する備品は、毎年度全件、その有無及び状態を点検すること。
- ④備品の修繕等については「指定管理業務マニュアル」に基づき実施すること。

(3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画等を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

【要求水準】

- ①災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画等に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生の状況、その他必要な事項について直ちに委員会に報告すること。(「指定管理業務マニュアル」参照)
- ②防災計画等には、以下の内容を含むこと。
 - ・防災業務の実施方針
 - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連絡系統
 - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
 - ・総合グラウンドにおける事故による傷病等の想定項目
 - 事故による傷病等を未然に防ぐための方策
 - ・万一事故等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
 - ・休館日の災害等への対応体制
- ③防災業務の実施に当たっては、次の基準、観点に従うこと。
 - ・利用者の安全を最優先で確保すること。
- ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
- ・災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える 状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立していること。
- ④利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救 護体制を確立していること。

第3 施設の利用管理に関する業務

施設の使用申込の受付、使用の許可等、利用料金の徴収、施設の利用調整、その他施設の使用承認等に関する業務は栗山町スポーツセンターにおいて一括して行う。

(1)受付業務

受付において、施設利用についての案内、施設利用及び物品貸与の申し込み受付、苦情や問い合わせへの対応業務を行う。

【要求水準】

- ①利用者に総合受付が栗山町スポーツセンターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内があること。
- ②親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
- ③施設利用者(使用承認等の申込者を含む)に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な案内が行われること。

(2)使用の制限及び使用の許可等に関する業務

施設の利用に関して、使用許可、利用料金の収受、減免の認定等を行う。

【要求水準】

- ①平等利用を確保すること。
- ②総合グラウンドの使用の制限に関する事項

体育施設条例第6条(各号)に定める場合には、総合グラウンドの使用の承認をすることはできない。

体育施設条例第11条(各号)に定める場合には、使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若 しくは使用の許可を取り消すことができる。

- ③総合グラウンドの使用の許可は、体育施設条例第4条の規定に基づき、許可等を行うこと。
- ④総合グラウンドの利用料金は、体育施設条例第7条第1項の規定に基づき、前納により徴収すること。
- ⑤減免の認定は、栗山町公の施設使用料減免条例(平成17年条例第16号)(募集要項資料15)の 規定に基づく「公共施設使用料減免区分団体一覧」に掲載されている団体の減免区分に応じて行 うこと。なお、新規利用団体の減免認定については「指定管理業務マニュアル」に基づき、委員会 が行う。
- ⑥特別使用の承認

体育施設条例第5条及び第7条第2項の規定に基づき、特別使用の承認及び利用料金の徴収を行うこと。

⑦利用料金の収受、減免認定、特別使用の承認等は「指定管理業務マニュアル」に基づくこと。

第4 施設の事業実施に関する業務

施設の設置目的の達成や利用促進を図る取組を企画、立案し、実施する。

(1) 広報業務

指定管理者は、施設の利用促進を図る観点から施設のPR や事業の周知など情報提供を行う。

【要求水準】

①指定管理者は、施設の予約状況をインターネット上の「栗山町施設予約状況」に入力し、公開すること。

(2)マナー啓発に関する取組

総合グラウンド内でのマナー啓発に向けた取組を企画・立案し、実施する。

【要求水準】

- ①所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止し、受動喫煙防止対策を講じること。
- ②栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例(平成20年条例第29号)に基づき、ゴミのポイ捨て及び犬のふんの放置を防止する対策を講じること。

第5 管理業務に付随する業務

管理業務に付随する業務を行う。

(1)個人情報の保護について

指定管理者は、業務の処理に当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理及び安全保護を図るため、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の必要な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する本町の施策に協力するものとする。

【要求水準】

- ①指定管理者は、管理業務を行うに当たって保有する個人情報については栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第3号)に定めるところにより、適正に取り扱うとともに、委員会から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じること。
- ②職員に対して、守秘義務を徹底させ、個人情報保護の意識を向上させるための教育を実施すること。

(2)情報の公開について

指定管理者が管理している文書等の情報の適正な公開に努めること。

【要求水準】

①指定管理者が管理している文書等(電子データ、写真を含む。)の公開については、栗山町情報公開条例(平成14年条例第32号)に基づき適正な情報公開に努めるとともに、委員会から管理業務に関する文書等の提出の要求があったときは、速やかにこれに応じること。

(3) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行う。又、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを委員会に提出する。

【要求水準】

- ①引継ぎは、利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、委員会と協力して行うこと。
- ②引継ぎには、別途委員会との協議により定める内容を含めること。

(4)その他総合グラウンドの管理業務に付随する一切の業務

6 管理に要する施設等

(1)自主事業

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、委員会の承認を得た上で、総合グラウンドを使用して事業を 行うことができます。この場合の留意事項は、以下のとおりです。

ア. 一般的留意事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、1で記載した「総合グラウンドの設置 目的・指定管理者に期待する役割」を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮す るとともに、町民が利用しやすいような料金を設定すること。

イ. 承認要件

以下の全てに該当すること。

- ① 1で記載した総合グラウンドの設置目的・指定管理者に期待する役割及び5で記載した要求水準の達成に寄与すること。
- ② 指定管理者の自己資金で実施するものであること。(指定管理費の流用は原則として認めない。 ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること。)
- ③ 収支見込や事業の運営形態において、5に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。
- ④ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。
- ⑤ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が 負うものであること。
- ⑥ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。
- ※ 施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

ウ. 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務にかかる経費と自主事業にかかる経費を明確に区分できる もの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費 用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の規模等に応じて適切に配分し て経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において 経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

エ. 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合(承認すべきではない事業と認められた場合を含む)には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について委員会は責任を負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

オ. 自主事業における施設の利用料金及び参加者数の取扱い

自主事業の実施に伴い、経理上の利用料金の取扱いは、自主事業の支出において利用料金を支払い、本業務の利用料金収入として受ける。また、自主事業の参加者数は施設の利用人数としてもカウントする。

(2)管理に要する施設等

指定管理者は、管理業務を執行するために必要な施設、設備、備付機器等(以下「施設等」という。)を 無償で使用することができる。

この場合、指定管理者は、施設等を本来の用途に従ってのみ使用し、常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。また、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設等を滅失し又は棄損したときは、指定管理者の負担において補填し又は修理しなければならない。

(3)事故等

次の各号については、速やかに委員会に報告し、場合によってはその指示を受けること。

- ア. 総合グラウンドの施設・設備が滅失し又は棄損したとき。
- イ. 総合グラウンド内において事故が発生したとき。
- ウ. その他、管理上不測の事態が生じたとき。

(4)指定管理者の表示

施設の利用者にわかるように指定管理者の団体名等を表示すること。

7 自然災害発生時の対応

自然災害が発生した場合、総合グラウンドは、栗山町地域防災計画に基づく指定緊急避難場所となっているため、通常利用を中止し、指定緊急避難場所としての機能を優先させること。

8 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委員会と指定管理者が協議して決定するものとする。

(参考)法令等の遵守

総合グラウンドの管理運営に当たって遵守しなければならない法令。

- (1)地方自治法
- (2)地方自治法施行令
- (3) 栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (4) 栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (5) 栗山町体育施設条例
- (6) 栗山町体育施設施行規則
- (7) 栗山町公の施設使用料減免条例
- (8) 栗山町公の施設使用料減免条例施行規則

- (9) 栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例
- (10)栗山町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則
- (11) 栗山町行政手続条例
- (12) 栗山町行政手続条例施行規則
- (13) 栗山町情報公開条例
- (14) 栗山町情報公開条例施行規則
- (15)栗山町公有財産規則
- (16) 栗山町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの防止に関する条例
- ※指定期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合、改正された内容によるものとする。

(参考)基準管理費用

総合グラウンドの基準管理費用積算に係る施設の管理経費及び使用料の実績は資料2のとおりである。

栗山町総合グラウンド備品台帳

備品番号	取得日	品名	規格	場所	備考
					加考
13696	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13697	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13698	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13699	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13700	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13701	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13702	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13703	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13704	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13705	昭和55年1月1日	折りたたみテーブル	不明	総合グラウンド	
13706	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13707	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13708	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13709	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13710	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13711	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13712	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13713	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13714	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13715	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13716	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13717	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13718	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13719	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13720	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13721	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13722	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13723	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13724	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13725	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13726	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13727	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13728	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13729	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13730	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13731	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13732	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13733	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13734	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13735	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13736	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13737	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13738	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13739	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13740	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13741	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13742	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13743	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	
13744	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	※合グラウンド	
13745	昭和55年1月1日	パイプ椅子	不明	総合グラウンド	+ -
13746	平成3年4月26日	書庫	両開き ビジネスカセッターB4000	総合グラウンド	+ -
13747	平成1年7月4日	表彰台	セノー F Z 1 0 0 0	総合グラウンド	+ -
13747	平成3年6月5日	マット	ニシ 上面マット付	総合グラウンド	
13748	平成3年4月16日	コートローラー	吸水型 サイドパイパー	総合グラウンド	
13749		コートローラー	小型	総合グラウンド	
13750		ライン引き	B型	総合グラウンド	
13751	昭和56年9月29日	ライン引き	B型	総合グラウンド	
13752	平成1年7月3日	ライン引き	D空 エバニュー L 2 0	総合グラウンド	
13753		ライン引き	B型	総合グラウンド	
	昭和56年9月29日				+
13755		ライン引き	B型 D型	総合グラウンド	+
13756	昭和56年9月29日	ライン引き	B型	総合グラウンド	

10757	PT 1050 4 0 D 4 D	I		/// A / A = 1
13757	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13758	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13759	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13760	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13761	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13762	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13763	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13764	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13765	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13766	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13767	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13768	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13769	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13770	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13771	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13772	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13773	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13774	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13775	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13776	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13777	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13778	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13779	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13780	昭和56年6月4日	ハードル	検定品	総合グラウンド
13781	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13782	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13783	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13784		ハードル	不明	総合グラウンド
13785	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13786	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13787		ハードル	不明	総合グラウンド
13788		ハードル	不明	総合グラウンド
13789	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13790	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13791	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13792	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13793		ハードル	不明	総合グラウンド
13794	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13795	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13796	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13797	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13798		ハードル	不明	総合グラウンド
13799	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13800	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13801	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13802	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13803	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13804	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13805	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13806	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13807	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13808	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13809	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13810	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13811	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13812		ハードル	不明	総合グラウンド
13813	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13814	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13815	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13816	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13817	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13818	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13819	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13819	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13821	四和59年1月1日 昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
10021	*H 1400 1.1/] 1 H	1	1	mer H Z Z Z Z Z I

		г	T _	
13822	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13823	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13824	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13825	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13826	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13827	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13828	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13829	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13830	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13831	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13832	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13833	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13834	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13835	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13836	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13837	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13838	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13839	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13840	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13841	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13842	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13843	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13844	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13845	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13846	昭和62年7月9日	ハードル	不明	総合グラウンド
13847	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13848	昭和59年1月1日	ハードル	不明	総合グラウンド
13849		ハードル	不明	総合グラウンド
13850		ハードル	不明	総合グラウンド
13851		ハードル	不明	総合グラウンド
13851		ハードル	不明	総合グラウンド
13853		ハードル	不明	総合グラウンド
13854		ハードル	不明	総合グラウンド
		ハードル		
13855		ハードル	不明	総合グラウンド
13856		ハードル	不明	総合グラウンド
13857			不明	総合グラウンド
13858		ハードル	不明	総合グラウンド
13859		ハンマー	6. 3 6 k g	総合グラウンド
13860		ハンマー	6. 351 kg	総合グラウンド
13861		ハンマー	6. 35 k g	総合グラウンド
13862		ハンマー	6. 35 k g	総合グラウンド
13863		ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13864		ハンマー	6. 36 k g	総合グラウンド
13865		ハンマー	6. 3 6 k g	総合グラウンド
13866		ハンマー	6. 3 6 k g	総合グラウンド
13867		ハンマー	6. 351 k g	総合グラウンド
13868		ハンマー	5. 4 5 k g	総合グラウンド
13869		ハンマー	6. 351 k g	総合グラウンド
13870		ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13871	昭和60年1月1日	ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13872	昭和60年1月1日	ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13873	11111	ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13874		ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13875		ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13876		ハンマー	7. 26 kg	総合グラウンド
13877	昭和58年1月1日	ハンマー	5. 45 kg	総合グラウンド
13878	昭和60年1月1日	ハンマー	7. 26 k g	総合グラウンド
13879	昭和58年1月1日	ハンマー	7. 26 kg	総合グラウンド
13880	昭和60年1月1日	ハンマー	7. 26kg	総合グラウンド
13881	平成2年12月6日	槍	ニシF 4 5 4	総合グラウンド
13882	平成2年12月6日	槍	ニシ F 4 5 5	総合グラウンド
13883	平成7年1月1日	槍	男子用	総合グラウンド
13884	平成3年3月28日	槍	ニシ F465A (女子用)	総合グラウンド
13885	平成2年5月2日	槍	男子用	総合グラウンド
13886	平成2年5月2日		男子用	総合グラウンド
				<u> </u>

		L.	T	
13887	平成3年3月28日	槍	ニシ F 4 6 5 A (女子用)	総合グラウンド
13888	平成2年12月6日	槍	ニシF 4 5 4	総合グラウンド
13889	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13890	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13891	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13892	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13893	平成7年1月1日	槍	男子用	総合グラウンド
13894	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13895	平成2年5月2日	槍	ニシ F465A (女子用)	総合グラウンド
13896	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13897	平成2年5月2日	槍	女子用	総合グラウンド
13898	平成2年5月2日	槍	ニシ F465A (女子用)	総合グラウンド
13899	平成2年12月6日	槍	ニシ F 4 5 5	総合グラウンド
13900	昭和54年1月1日	砲丸	2. 721kg	総合グラウンド
13901	昭和54年1月1日	砲丸	2. 721kg	総合グラウンド
13902	平成11年1月1日	砲丸	2. 721kg	総合グラウンド
13903	平成11年1月1日	砲丸	2. 721kg	総合グラウンド
13904	平成11年1月1日	砲丸	2. 7 2 1 k g	総合グラウンド
13905	平成2年1月1日	砲丸	4 k g	総合グラウンド
13906	平成11年1月1日	砲丸	2. 721 kg	総合グラウンド
13907	平成11年1月1日	砲丸	2. 721 kg	総合グラウンド
13907	昭和54年1月1日	砲丸	2. 721 kg	総合グラウンド
13908	平成2年1月1日	砲丸	4 k g	総合グラウンド
13909	平成11年1月1日	砲丸	2. 721 kg	総合グラウンド
13910	昭和54年3月9日	砲丸	4 k g	総合グラウンド
13911	昭和54年3月9日		_	総合グラウンド
		砲丸 砲丸	4 k g	総合グラウンド
13913 13914		砲丸	4 k g 4 k g	総合グラウンド
13915	平成11年1月1日	砲丸	2. 721 kg	総合グラウンド
13916		砲丸	4 k g	総合グラウンド
13917	平成2年1月1日	砲丸	4 k g	総合グラウンド
13918		砲丸	4 k g	総合グラウンド
13919		砲丸	2. 721 kg	総合グラウンド
13920		砲丸	7. 26 k g	総合グラウンド
13921	昭和55年3月19日	砲丸	7. 26 k g	総合グラウンド
13922	平成2年1月1日	砲丸	5. 4 4 3 k g	総合グラウンド
13923	平成2年1月1日	砲丸	5. 4 4 3 k g	総合グラウンド
13924	平成2年1月1日	砲丸	5. 4 4 3 k g	総合グラウンド
13925		砲丸	5. 4 4 3 k g	総合グラウンド
13926		砲丸	5. 4 4 3 k g	総合グラウンド
13927	平成2年1月1日	砲丸	5. 443 k g	総合グラウンド
13928		砲丸	5. 45 k g	総合グラウンド
13929		砲丸	5. 45 k g	総合グラウンド
13930		砲丸	5. 45 k g	総合グラウンド
13931	平成2年1月1日	砲丸	7. 26 k g	総合グラウンド
13932	平成2年1月1日	砲丸	4 k g	総合グラウンド
13933		砲丸	7. 26 k g	総合グラウンド
13934		砲丸	2. 721 k g	総合グラウンド
13935		砲丸	7. 26 k g	総合グラウンド
13936		砲丸	4 k g	総合グラウンド
13937	平成2年1月1日	砲丸	7. 26kg	総合グラウンド
13938		砲丸	7. 26kg	総合グラウンド
13939	平成2年1月1日	砲丸	7. 26kg	総合グラウンド
13940	昭和54年3月9日	砲丸	7. 27kg	総合グラウンド
13941	昭和55年3月19日	砲丸	7. 26kg	総合グラウンド
13942	平成2年1月1日	砲丸	7. 26 k g	総合グラウンド
13943	昭和56年1月1日	円盤	ジュニア用	総合グラウンド
13944	昭和56年1月1日	円盤	ジュニア用	総合グラウンド
13945	昭和56年1月1日	円盤	ジュニア用	総合グラウンド
13946	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13947	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13948	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13949	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13950	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13951	昭和56年1月1日	円盤	ジュニア用	総合グラウンド
		1	<u> </u>	

10050	W4050 / 4 D 4 D		m - m	/// A / A = 1
13952	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13953	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13954	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13955	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13956	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13957	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13958	昭和56年1月1日	円盤	男子用	総合グラウンド
13959	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13960	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13961	昭和56年1月1日	円盤	女子用	総合グラウンド
13962	昭和59年1月1日	3000m障害移動障害物	不明	総合グラウンド
13963	昭和59年1月1日	3000m障害移動障害物	不明	総合グラウンド
13964	昭和59年1月1日	3000m障害移動障害物	不明	総合グラウンド
13965	昭和59年1月1日	3000m障害移動障害物	不明	総合グラウンド
13966	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13967	昭和59年1月1日	3000m障害代用緣石	不明	総合グラウンド
-		3000m障害代用縁石		総合グラウンド
13968	昭和59年1月1日		不明	
13969	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13970	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13971	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13972	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13973	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13974	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13975	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13976	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13977	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13978	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13979	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13980	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13981	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13982	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13983	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13984	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13985	昭和59年1月1日	3000m障害代用緣石	不明	総合グラウンド
13986		3000m障害代用緣石		総合グラウンド
	昭和59年1月1日		不明	
13987	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13988	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13989	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13990	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13991	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13992	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13993	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13994	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13995	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13996	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13997	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13998	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
13999	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14000	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14001	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14002	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14003	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14004	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14005	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14005	昭和59年1月1日	3000m障害代用緣石	不明	総合グラウンド
14007	昭和59年1月1日	3000m障害代用緣石	不明	総合グラウンド
14007	昭和59年1月1日	3000m障害代用緣石	不明	総合グラウンド
14008				総合グラウンド
	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	
14010	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14011	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14012	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14013	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14014	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14015	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14016	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
				

		Table 10 - 20 -	I	
14017	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14018	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14019	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14020	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14021	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14022	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14023	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14024	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14025	昭和59年1月1日	3000m障害代用縁石	不明	総合グラウンド
14026	昭和59年1月1日	3000m障害水溜	不明	総合グラウンド
14027	昭和55年1月1日	棒高跳用箱	不明	総合グラウンド
14028	昭和55年1月1日	棒高跳用箱	不明	総合グラウンド
14029	昭和55年1月1日	棒高跳用箱	不明	総合グラウンド
14030	平成2年11月9日	リボンロット	6 0 × 3 0 m	総合グラウンド
14031	昭和59年1月1日	リボンロット	3 0 m	総合グラウンド
14032	昭和62年7月9日	リボンロット	5 0 m	総合グラウンド
14033	昭和56年6月4日	間網	リール式	総合グラウンド
14034	昭和56年9月29日	間網	1 0 0 m	総合グラウンド
14035	昭和56年9月29日	間網リール	不明	総合グラウンド
14036	昭和56年6月4日	踏切板	不明	総合グラウンド
14037	昭和57年6月25日	踏切板	幅跳用	総合グラウンド
14038		踏切板	幅跳用	総合グラウンド
14039	平成10年1月1日	踏切板	陸連検定品	総合グラウンド
14040	昭和54年3月9日	踏切板	1 2 0 × 2 0 0 × 1 0 0 c m	総合グラウンド
14041	平成14年5月14日	踏切板	木製 1220×200×100	総合グラウンド
14042	平成14年5月14日	踏切板	木製 1220×200×100	総合グラウンド
14043	平成10年1月1日	踏切板	陸連検定品	総合グラウンド
14044		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14045		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14046		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14047		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14047		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14049		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14050		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14050	昭和60年1月1日	スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14051	昭和60年1月1日	スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14052		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14053	昭和60年1月1日	スターティングブロック		総合グラウンド
			不明	
14055		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14056		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14057		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14058		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14059		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14060		スターティングブロック	陸連検定局 銀	総合グラウンド
14061	昭和60年1月1日	スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14062	昭和62年7月9日	スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14063	昭和62年7月9日	スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14064	平成7年3月17日	スターティングブロック	ニシ F 1 5 2 加工型	総合グラウンド
14065	平成7年3月17日	スターティングブロック	ニシ F 1 5 2 加工型	総合グラウンド
14066	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F 1 5 2 加工型	総合グラウンド
14067	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F 1 5 2 加工型	総合グラウンド
14068		スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14069	昭和60年1月1日	スターティングブロック	不明	総合グラウンド
14070	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14071	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14072	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14073	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14074	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14075	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14076	平成7年4月14日	スターティングブロック	ニシ F152 加工型	総合グラウンド
14077	平成4年1月1日	走高跳支柱	不明	総合グラウンド
14078	昭和55年1月1日	走高跳支柱	不明	総合グラウンド
14079	昭和55年1月1日	走高跳支柱	不明	総合グラウンド
14080	昭和62年7月9日	棒高跳用支柱	不明	総合グラウンド
14081	平成4年5月29日	棒高跳用支柱	ニシ F 1 2 3 4	総合グラウンド
				• • • • • • • • •

			T _	
14082	昭和55年1月1日	バー上げ器	不明	総合グラウンド
14083	昭和62年1月1日	走高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14084	昭和62年1月1日	走高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14085	昭和62年1月1日	走高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14086	昭和55年1月1日	棒高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14087	昭和62年1月1日	棒高跳用バー	不明	総合グラウンド
14088	昭和60年1月1日	棒高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14089	昭和62年1月1日	棒高跳用バー	不明	総合グラウンド
14090	昭和60年1月1日	棒高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14091	昭和55年1月1日	棒高跳用バー	グラス	総合グラウンド
14091				総合グラウンド
	昭和55年1月1日	走高跳用マット	不明	
14093	昭和62年7月9日	走高跳用マット	不明	総合グラウンド
14094	昭和62年7月9日	棒高跳用マット	不明	総合グラウンド
14095	昭和55年1月1日	棒高跳用マット	不明	総合グラウンド
14096	昭和55年1月1日	走高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14097	昭和55年1月1日	走高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14098	昭和55年1月1日	走高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14099	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14100	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14101	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14102	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14103	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14104	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14105	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14106	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14107	昭和55年1月1日	棒高跳用スノコ板	不明	総合グラウンド
14107		スターター台	不明	総合グラウンド
		· ·		
14109		スターター台	不明	総合グラウンド
14110		スターター台	不明	総合グラウンド
14111	昭和62年7月9日	スターター台	不明	総合グラウンド
14112		スターター台	不明	総合グラウンド
14113		計時員台	不明	総合グラウンド
14114	昭和55年1月1日	決勝線審判台	不明	総合グラウンド
14115	昭和55年1月1日	決勝柱	不明	総合グラウンド
14116	昭和55年1月1日	決勝柱	不明	総合グラウンド
14117	平成3年4月15日	ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14118	平成10年9月11日	ストップウォッチ	セイコー SVAY009	総合グラウンド
14119	平成3年4月15日	ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14120	平成3年4月15日	ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14121	平成3年4月15日	ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14122	平成3年4月15日	ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14123	平成3年4月15日	ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14124		ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14125		ストップウォッチ	セイコー S V A Y O O 9	総合グラウンド
14125		ストップウォッチ	セイコー SVAY009 セイコー SVAY009	総合グラウンド
14127	平成10年9月11日	ストップウォッチ	セイコー S V A Y O O O	総合グラウンド
14128		ストップウォッチ	セイコー S V A Y O O 9	総合グラウンド
14129		ストップウォッチ	S V A Y 0 0 7	総合グラウンド
14130		陸上競技用巻尺	スチール 20m	総合グラウンド
14131		陸上競技用巻尺	スチール 20m	総合グラウンド
14132		陸上競技用巻尺	スチール 30m	総合グラウンド
14133		陸上競技用巻尺	スチール 50m	総合グラウンド
14134		陸上競技用巻尺	スチール 30m	総合グラウンド
14135	昭和56年9月29日	陸上競技用巻尺	スチール 30m	総合グラウンド
14136	昭和56年1月1日	陸上競技用巻尺	スチール 50m	総合グラウンド
14137	昭和54年3月9日	走高跳高度計	1 × 4 × 3 0 0 c m	総合グラウンド
14138	昭和60年1月1日	走高跳高度計	不明	総合グラウンド
14139		棒高跳高度計	不明	総合グラウンド
14140	昭和54年1月1日	走高跳計測基準台	不明	総合グラウンド
14141	平成4年5月29日	走幅跳・三段跳距離測定固定器		総合グラウンド
14142	昭和58年1月1日	自動手秤	1 0 k g	総合グラウンド
14143	昭和58年1月1日	自動手秤	2 0 k g	総合グラウンド
14143	昭和55年1月1日	吹流し	3 0 0 m/m	総合グラウンド
			3 0 0 m/m	総合グラワンド総合グラウンド
14145	昭和55年1月1日	吹流し		
14146	昭和62年7月9日	吹流し	3 0 0 m/m	総合グラウンド

1 4 1 4 7	四和60年7月0日	カラン大「	200/	√☆ △ ☆ = 宀 ゝ . ♪*
14147		吹流し	3 0 0 m/m	総合グラウンド
14148		信号器	不明	総合グラウンド
14149		信号器	不明	総合グラウンド総合グラウンド
14150 14151		信号器	不明	総合グラウンド
14151		出発合図用黒板	不明 不明	総合グラウンド
14152		出発合図用黒板	不明	総合グラウンド
14153		フィールド成績表示器	ニシ F - 1 1 9 4	総合グラウンド
14154		周回表示機	章付	総合グラウンド
14156		表示タイル	不明	総合グラウンド
14157		を上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14158		陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14159		陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14160		陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14161	昭和60年1月1日	陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14162	平成3年5月2日	陸上競技用標識	コースナンバー標識 ニシ F-1191	総合グラウンド
14163		陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14164		陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14165		陸上競技用標識	踏切板標識	総合グラウンド
14166		陸上競技用標識	踏切板標識	総合グラウンド
14167	昭和60年1月1日	陸上競技用標識	コースナンバー標識	総合グラウンド
14168		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14169		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14170		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14171	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14172		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14173		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14174		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14175		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14176	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14177	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14178	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14179	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14180	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14181	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14182	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14183	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14184	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14185	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14186	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14187	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	出発係用小旗 黄・赤	総合グラウンド
14188	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	出発係用小旗 黄・赤	総合グラウンド
14189	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14190	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14191	昭和60年1月1日	陸上競技用手旗	赤・白 棒付	総合グラウンド
14192		陸上競技用手旗	赤・白 棒付	総合グラウンド
14193		陸上競技用手旗	赤・白 棒付	総合グラウンド
14194		陸上競技用手旗	赤・白 棒付	総合グラウンド
14195		陸上競技用手旗	赤・白 棒付	総合グラウンド
14196		陸上競技用手旗	コーナーフラッグ	総合グラウンド
14197		陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14198		陸上競技用手旗	コーナートップ旗	総合グラウンド
14199		陸上競技用手旗	コーナーフラッグ	総合グラウンド
14200	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	コーナーフラッグ	総合グラウンド
14201	昭和55年1月1日	陸上競技用手旗	不明	総合グラウンド
14202		陸上競技用手旗	ラップ用旗	総合グラウンド
14203		陸上競技用手旗	コーナーフラッグ	総合グラウンド
14204		陸上競技用手旗	ラップ用旗	総合グラウンド
14205		陸上競技用手旗	コーナートップ旗	総合グラウンド
14206		陸上競技用手旗	ラップ用旗	総合グラウンド
14207	平成1年7月4日	サッカーゴールポスト サッカーゴールポスト	ニュートップ T23101 ニュートップ T23101	総合グラウンド
14208		<u> </u>	WN - 3 2 3	総合グラウンド
14209		携帯用拡声機	W N - 3 2 3 不明	総合グラウンド総合グラウンド
14210	平成2年3月23日	携帝用狐戸(機	M C	総合グラウンド
14711	1 12人十3月43日	\	IN O	17U LI / / / / I

14212	昭和56年1月1日	温度計	不明	総合グラウンド
14213	昭和56年1月1日	湿度計	不明	総合グラウンド
14214	平成3年5月2日	風速計	デジタル式プリンタ付 ニシ MS200	総合グラウンド
14215	昭和60年1月1日	風向風速計	不明	総合グラウンド
14216	平成14年5月14日	風向風速計	中浅式	総合グラウンド
14217	昭和60年1月1日	風向風速計	不明	総合グラウンド
14218	昭和60年1月1日	風向風速計	不明	総合グラウンド
14219	昭和55年1月1日	台車	不明	総合グラウンド
14220	昭和55年1月1日	国旗掲揚ポール	不明	総合グラウンド

施設名称: 総合グラウンド

1. 施設管理費 (単位:円)

		区分		R3	R4	R5	R6	備考
		消耗品費		0	0	10,937	0	
		燃料費		0	0	0	0	
		印刷製本費		0	0	0	0	
	高 田典		電気料	0	0	0	0	
	需用費	光熱水費	水道料	0	0	0	0	
			下水道料	0	0	0	0	
	-	修繕料		0	55,000	55,230	0	
	-	計		0	55,000	66,167	0	
		通信運搬費	電話料	0	0	0	0	
+/-			郵便料	0	0	0	0	
池設等	须泵≠		運搬料	0	0	0	0	
施設管理費	役務費	手数料		0	0	0	0	
質		保険料		0	0	0	0	
		計		0	0	0	0	
	未訂业			0	0	0	0	
	委託料	計		0	0	0	0	
	使用料及び	借上	料	0	0	0	0	
	賃借料	計		0	0	0	0	
	原材料費			0	0	0	40,480	
	備品購入費			0	0	0	0	
	公課費			0	0	0	0	
	小計		0	55,000	66,167	40,480		
				,				
	何	吏用料収入		2,090	2,720	5,660	4,170	

使用料収入	2,090	2,720	5,660	4,170	
事業収入	0	0	0	0	

5 業務内容と要求水準

第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

芝刈込

光線や通気を良くし、内部がむれて軟白となり枯死するのを防ぎ、かつ芝生の分岐を増やすために刈込を行う。刈込作業は、インフィールド内の芝生伸長量・利用による損傷程度にもよるが、標準刈込高は概ね27~40mmの間で行う。 また、トラック外周の刈込も行う。

※芝管理において、損傷等が著しく激しい場合は使用制限を行い、芝の適正管理を行う。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
TF未场的		(回)	(m²)	(m ²)	適用
インフィールド	芝刈込	10	7, 970	79, 700	標準刈込高27~40mm
トラック外周	芝刈込	5	8, 000	40, 000	標準刈込高45mm程度

作業項目	機械・材料等	備考
 ・刈高設定 ・刈り込み ・ラッピング ・ブレード研磨 ・刈り込み点検 ・刈芝処理 	・ロータリーモア ・リールモア ・タイヤショベル等 ・トラック等	1. 露が降りている場合は、露払いを行うか葉が乾いてから作業を行う。 2. 刈り込み後、フィールド内に芝かすが落ちていないか必ず確認する。 3. 刈り込み作業により生じた刈り芝は、空缶、ビニール袋などが混ざらないように注意し、町環境センターに搬入する。

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

ディポット補修

施設利用者の安全のため、インフィールド内においてディポットを発見したときは、 すみやかに補修を行うこと。

作業場所	作業内容 -	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
下未物的		(回)	(人/目)	(人/日)	<u>√⊡</u> /13
インフィールド	ディポット補修	8	0.5人/1日	4人/1日	利用時以外の時間帯

作業項目	機械・材料等	備考
作業項目 ・フィールド現況確認 ・ディポット目砂散布	機械・材料等・粗目砂	備考 1. 陥没部に砂を投入し、まわりにすりつける。 2. 芝がめくれた状態のところは、芝及び砂を戻し 1 mm程度目砂を行う。 3. 作業終了時、再度点検を行い不良箇所の確認を行 う。

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

散水

散水は、土壌水分量を確認し作業を行う。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
1F未物別		(回)	(人/日)	(人/日)	地州
インフィールド	散水	10	1人/1日	10人/1日	

作業項目	機械・材料等	備考
・フィールド現況確認	・スプリンクラー	1. 水は、全面にゆきたわるよう、均一に散水する。 作業に当たっては、施設利用に支障のない時間 帯に行い気象条件を確認しながら行う。 2. 芝生の床土の状況を確認し、フィールドの状況
		にあった散水量を設定する。
- 散水		3. 散水し過ぎると、肥料分の流失と芝生自体が徒 長傾向に陥りやすくなるので注意する。
		4. スプリンクラー使用時も目を離さず水の出かた を確認しながら行う。
		5. 作業終了時、散水状況の確認を行う。

5 業務内容と要求水準

第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

施肥 (粒状)

一般施肥は、化成・有機・緩効性肥料を季節及び芝生成長具合を確認して作業を行う。 また、分析によって不足している微量要素は、それを含む肥料及び微量要素を適期に 散布する。 施肥にあたっては、少量多頻度散布により行う。

(うち1回は土壌改良剤散布とする)。また、トラック外周の施肥も行う。

※施肥作業は芝生生育に最も影響を及ぼす作業となるため、施肥成分及び施肥時期、施肥量に よっては芝生の成長を低下させたり、病害発生の原因となります。また、不適切な施肥によって土壌物理性や化学性を著しく変化させ、衰退の原因となることから、現状の 土壌物理性、化学性、気象条件、生育状況を踏まえ、液肥、粒状、成分を考え適切に施す ことを前提とします。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
11-未物力		(回)	(m²)	(m²)	迎力
インフィールド	施肥(粒状)	2	7, 970	15, 940	
インフィールド	施肥(土壌改良)	1	7, 970	7, 970	
トラック	施肥 (一般)	2	4, 200	8, 400	8, 000㎡の内

作業項目	機械・材料等	備考
· 散布 · 散水(必要時)	・散粒機・スプリンクラー	 キャリブレーションでは、散布量及び散布幅を確認する。 肥料の成分により肥料やけが起こりうる場合のみ散水を行う。 (散水量は、1~3mm程度とする。)

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

薬剤散布 (殺虫剤)

殺虫剤等は病害虫発生時に行う。 *参考薬剤 スミチオン乳剤 1,000倍

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
15米场別		(回)	(m²)	(m²)	酒 用
インフィールド	殺虫剤散布	1	7, 970	7, 970	
トラック	殺虫剤散布	1	4, 200	4, 200	8, 000㎡の内

作業項目	機械・材料等	備考
・散布	・散布車 ・殺虫剤	 位置出しは、ロープを使用し1タンク当たりの面積ごとに区画割りを行う。 液状肥料の倍率の確認を必ず行い、区画内を平均に散布する。 周りに飛散しないように細心の注意を払う。

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

薬剤散布 (殺菌剤)

殺菌剤(雪腐防除)は、降雪前の11月下旬頃に散布すること。

*参考薬剤

グラステン 展着剤 2~3.3g/m² 300~500倍

アプローチBi

佐 娄坦丽	作業場所 作業内容 -	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
1F未场川		(回)	(m²)	(m³)	NO M
インフィールド	殺菌剤 (雪腐防除)	1	7, 970	7, 970	

作業項目	機械・材料等	備考
• 散布	・散布車 ・殺菌剤	 位置出しは、ロープを使用し1タンク当たりの面積ごとに区画割りを行う。 液状肥料の倍率の確認を必ず行い、区画内を平均に散布する。 周りに飛散しないように細心の注意を払う。

5 業務内容と要求水準

第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

薬剤散布 (除草剤散布)

除草剤散布(広葉雑草)、除草剤(カタビラ)の散布を行うこと。

*参考薬剤 バンベルD MCPP

アプローチBi 展着剤

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
1F未物川		(回)	(m²)	(m ²)	地力
インフィールド	除草剤散布	2	7, 970	15, 940	広葉雑草1 カタビラ1

作業項目	機械・材料等	備考
- 散布	・散布車 ・除草剤	 位置出しは、ロープを使用し1タンク当たりの面積ごとに区画割りを行う。 液状肥料の倍率の確認を必ず行い、区画内を平均に散布する。 周りに飛散しないように細心の注意を払う。

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

目砂散布 (全面) 基本として芝の育成期の春と秋に3~5mm程度均一に散布する。また、必要に応じて (大会終了時等)適時スポット散布を行うこと。

<i>作</i> 类担配	作業場所作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用		
1F未场別		1F来内台	作来的各	(回)	(回)	(m³)	(m ²)
インフィールド	目砂散布	1	7, 970	7, 970			
インフィールド	目砂散布 (スポット)	4	20	80			

作業項目	機械・材料等	備考
・砂積込み ・散 布	・目砂散布機・タイヤショベル・粗目砂	 キャリブレーションでは散布量及び散布幅を確認する 芝生を傷めぬようフィールド内では極力ターンはしない。 作業終了後散布漏れが無いか確認し、散布漏れが発生した時は人力にて散布する。

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

トラック走路転圧整備 トラック、幅跳び走路、砲丸投げの不陸整備及び転圧作業を行う。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
作未物的		(回)	(m²)	(m ²)	地 力
トラック走路	転圧整備	2	4, 000	8, 000	
幅跳び走路	転圧整備	1	240	240	
砲丸投げ	転圧整備	1	300	300	
走り高飛び	転圧整備	1	1, 300	1, 300	
棒高飛び	転圧整備	1	100	100	

作業項目	機械・材料等	備考
・ 不陸整備 ・ 転圧	・トラクター ・転圧ローラー	1. トラック及び幅跳び走路は、除草後不陸整備を行い転圧作業後表面を仕上げる。 2. 砲丸投げの部分は、除草後転圧し表面を仕上げる。

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

融雪剤散布 (3月)

競技場内の融雪促進のため融雪剤の散布を行うこと。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
		(回)	(m²)	(m ²)	地州
インフィールド	融雪剤散布	1	7, 970	7, 970	
トラック	融雪剤散布	1	4, 000	4, 000	
トラック外周	融雪剤散布	1	2, 030	2, 030	

作業項目	機械・材料等	備考
• 融雪剤散布	• 融雪剤	

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

清掃業務

容	標準頻度 (回)	単位面積 (㎡) 8.00㎡	適用
分水拭き			
}水拭き	年1回以上	8. 00㎡	
}水拭き	年1回以上	8. 00 m²	
八八八〇			
	週1回以上	3. 00 m²	
什器・備品の拭き		8. 00 m²	
		3. 00 m²	
靠掃	年2回		
ごみ拾い	月2回以上		
	持掃	指 年2回	の拭き 週1回以上 3.00㎡

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

外構緑地管理業務 刈払い草刈 敷地境界の刈り払い草刈を行う。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
TF未场的	1F未内台	(回)	(人/日)	(人/日)	過用
敷地境界等	刈払い草刈・除草・落ち葉収集	10			

作業項目	機械・材料等	備考
・刈払い草刈	・刈払い機等	
・除草、落ち葉収集		

5 業務内容と要求水準 第2 施設・設備等の維持管理に関する業務 (2)施設、設備等の維持管理

施設開閉時の準備作業

施設オープン及びクローズ時における開設準備作業及び越冬準備作業を行うこと。

作業場所	作業内容	標準頻度	単位面積	作業面積	適用
		(回)	(人/日)	(人/日)	
施設グラウンド内	施設開閉時作業	2			防球ネット等
	越冬作業	2			
	屋根の雪下ろし	2			

作業項目	機械・材料等	備考
• 越冬作業		
・投てき用防球ネット設置 取り外し		
・備品庫屋根の雪降ろし		